YOSAKOIソーラン祭り 踊り子募集

北海道積丹町と合同チームを結成し、札幌市で開催される第33回YOSAKOIソーラン祭りに参加します。姉妹都市積丹町と交流を深めましょう。詳しくは、問い合わせ先までご連絡ください。

【参加日程】6月7日(金)～10日(月)
※3泊4日

【参加費用】1人6万円（旅費、宿泊費含む）※予定

【募集人員】先着17人

【参加資格】市内在住・在職・在学の方

【申込締切】3月22日（金）

※参加申込書は、定住推進課で配布しています。また、香美市公式ホームページからダウンロードできます。

【問い合わせ・申込先】定住推進課 ☎53・1061

▲ホームページ

その他

物価高騰による住民税非課税世帯への給付金

物価高騰による家計への影響が特に大きい住民税非課税世帯に対して、1世帯あたり7万円を給付します。対象となる可能性がある世帯には、世帯主あてに支給要件確認書をお送りします。詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。

【受給方法】届いた確認書の確認項目をチェックしていただき、署名をしてください。本人確認書類および口座通帳等の写しを添付して返送してください。

【注意事項】
◆確認書返送の締め切りは令和6年5月20日（月）必着となります。
◆確認項目すべてに該当する方のみ支給対象となります。
◆確認書が送付されてきた場合でも、世帯構成員すべての方が市県民税が課税されている別世帯の方に扶養されている場合（確定申告や年末調整等の税法上の課税扶養）は、支給対象外となります。例えば、親が専門学生・大学生を、子が収入の少ない親を扶養にしている場合が該当します。香美市外に扶養者がいる場合、香美市では扶養の確認ができないため、扶養の有無については、ご家族等に確認のうえ、返送してください。
◆令和6年2月1日以降に令和5年度課税情報を修正申告された場合は、新たに給付対象になる、もしくは給付対象外となることがありますので、問い合わせ先までご連絡ください。

【電話による給付対象の問い合わせ】給付金の支給対象世帯については本人確認の都合上、電話ではお答えできません。窓口に本人確認書類をご持参のうえ世帯主の方が来庁してください。

【その他のお問い合わせ】福祉事務所社会福祉班 ☎53・3117

令和6年春季全国火災予防運動

3月1日(金)～7日(木)

全国統一防火標語 **火を消して 不安を消して つなぐ未来**

香美市では毎年、枯草等を焼いている時に、周囲に燃え広がり、火災になるケースが多発しています。空気が乾燥し風も強い時季が続きますので、火気の取扱いに充分注意してください。

やむを得ず焼く場合は、消防署に事前に届出をし、周りの迷惑にならないようにしてください。

なお、廃棄物の焼却は法律で禁止されていますので絶対に行わないでください。

火災予防のポイント
●風の強い日には焼却をしない。
○消火器や水バケツの準備。
●周囲に燃えやすいものを置かない。
○大きな火にならないように注意する。
●焼却中その場を離れない。
○水などをかけて完全に消火する。

【問い合わせ先】
消防本部消防課予防班 ☎53−4179

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種

令和5年度の高齢者肺炎球菌感染症予防接種の**接種期限は3月31日まで**です。

接種には市が交付した予診票が必要です。紛失等で予診票がお手元にない方はお問い合わせください。

【令和5年度の対象者】次の要件を全て満たす方が対象です。
◆接種日に香美市に住民票のある方
◆過去に高齢者（成人用）肺炎球菌ワクチン接種を受けたことがない方
◆生年月日が次のいずれかの方
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日
大正12年4月2日～大正13年4月1日

※経過措置は今年度末で終了し、来年度からは、65歳の方が対象となります。

【問い合わせ先】健康推進課親子すこやか班 ☎52・9281

福祉タクシー料金助成申込受付開始

令和6年度香美市福祉タクシー料金助成事業の申込受付を、3月21日(木)から開始します。

【対象者】市内在住で次のいずれかに該当する方
①年齢が満70歳以上の方
②身体障害者手帳1級・2級の方、3級・4級のうち下肢障害・体幹機能障害の方
③療育手帳をお持ちの方
④精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方
⑤運転免許証を返納した方
⑥介護認定を受けている方

【事業内容】市内の医療機関への通院・買い物・社会参加等のために、当事業に協力する市内のタクシー会社を利用した場合、タクシー料金の一部を助成します。
※市外への通院は、特別な事情があると認められた方のみ対象（現在は透析のみ）

【助成額】1回の利用につき、料金から千円を差し引いた額の2分の1（上限あり）。ただし、**視覚障害の1級、および下肢・体幹機能障害1～2級に該当する方は、料金から千円を差し引いた額の全額（上限あり）を助成します。**助成回数には限度があります。タクシー事業者には、自己負担分のみお支払いください。

【申請方法】保険証等の本人確認書類(障害者の方は障害者手帳、運転免許を返納した方は運転経歴証明書)をご持参のうえ、高齢介護課または各支所で、3月21日以降に手続きをしてください。
※利用開始は4月1日から

【問い合わせ・申込先】
高齢介護課 ☎52・9280
香北支所 ☎52・9285
物部支所 ☎52・9288

国保だより

令和6年度の保険証発送について

現在お持ちの被保険者証は令和6年7月31日までご使用いただけます。

また、令和6年8月以降の保険証については、令和6年7月下旬に世帯主宛に郵送します。

特定疾病療養費受療証については令和6年7月中旬～下旬に郵送します。

もしも交通事故等にあったとき

交通事故やケンカ、食中毒など、本人以外の第三者の行為によるケガ等の治療を国保で受診する場合、医療機関の窓口への申し出と、市の国保係への届出が必要です。届出時には、状況や加害者などについてお伺いします。まずはお電話でお問い合わせください。

他の健康保険に加入していませんか？

『就職して会社の健康保険に入った』『家族の健康保険の扶養に入った』など、他制度の健康保険に加入しているのに国民健康保険の新しい被保険者証が届いた場合には、国保脱退の届け出が必要です。

国保の保険証・新しい保険証・届出者の本人確認書類（運転免許証等）を持参の上、窓口で手続きしてください。

窓口・問い合わせ先
市民保険課 ☎53−3115
香北支所 ☎52−9285
物部支所 ☎52−9288